

午前10時9分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位はお手元に配付のとおりであります。

申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に7番浅尾静二議員の質問を許可します。7番浅尾静二議員。

（7番浅尾静二君登壇）

○7番（浅尾静二君） おはようございます。9月議会、1番バッターを務めます浅尾でございます。

先ほど、ソフトバンク誘致の決議を議会全会一致で決まりました。この動きは、市民の皆様が各団体、市に対して要望書をいただいたり、また商工会議所の青年部、あるいは青年会議所の皆さんが既に署名運動に一生懸命頑張っていたいております。我々議会も、実はじりじりしておりました。いつ執行部が手を上げるんだ、いつ市長がこのソフトバンクファームの誘致に対して決断を下すんだという思いの中で、議会とすればどうしよう、こうしようと、それぞれの中で今まで話をしてきました。やっと市長が手を挙げていただき、そして朝農跡地にソフトバンクを誘致しようと、すばらしい試みを決めていただきました。今、福岡、あるいは九州一円の中で、この誘致運動が盛んに行われております。しかし、この朝倉市は立派な農業とか観光地、いろんなものがあります。ぜひ皆さんの力でこの朝倉の地にソフトバンクを誘致できればと、そういうふうに思っております。一生懸命頑張ります。

ということで、きょうはこれから一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

（7番浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

今回のソフトバンクの動き、先ほど登壇の中でもお話をしましたが、やはり市民の皆さんと行政と一緒に力を合わせて1つのものをなし遂げていこうということ、これはまさにきょう私が一般質問いたします協働のまちづくり、官民一緒になってやるということだろうというふうに考えております。

本題に入ります前に、私、自分の経験談をまずは話させていただきたいと思いますが、実は私、プラン21の事務局とかということで、甘木のまちづくりについて議員になる前からいろいろかかわりを持ってきておりました。実は平成18年に、はなみずき通りという通りができました。これは今、フレアスができておりますけども、フレアス甘木、甘木地域センターから庄屋町方面に抜ける道ですけども、ちょうどそこを曲がって、曲がりくねった道があります。いろいろ御意見はある中での道ですけども、今度、また2期事業の

中でその道は真っすぐになっていきますけども、その間に花壇が実はあるんですね。その花壇をはなみずき通りを育てる会というところで、平成18年にそういうボランティア組織を立ち上げて、花を植えたり、また冬になるとクリスマスイルミネーションの飾りつけをやって点灯式をやるというふうな活動をやっておりますけども、そもそもこの道をつくる時に、これは区画整理の代替案ですから、かわりの案ですから、その当時、都市計画のまちづくりの課長から、せつかくこういう道をつくるので、ここに花を植えたいと、木を植えたいというお話がありました。その中で住民の皆さん一緒になってここをやりませんか、どういった木を植えたらいいでしょうか、どういった花を植えますかという相談を受けまして、いろいろ皆さんと協議して、ハナミズキを植えようと、それからパンジーとか、そういったものを植えようというところで、ハナミズキを植えたところではなみずき通りという通りの名称が決まったわけです。平成18年だったと思いますけども、その中でせつかくこの道が開通するから開通式をやりたいというところで開通式を児童公園で餅つきをしたり、近所の子供たちを集めてそういったことをやったというような思いもあります。

私、何が言いたいかといいますと、今回、私はその中で事務局をやっております。8月の終わりだったと思いますけども、ことしのイルミネーションをどう飾りましょうかという話し合いを持つ場を持たせていただきました。ことしまではイルミネーションは多分できるでしょうと、来年はもう、はなみずき通りにはもうイルミネーションを飾ることが工事中だから多分できないんで、ことしまでは多分大丈夫でしょうという話を実はしておりましたけども、ところが次の日、皆さんとそここの場所で草取りの活動をしておりまして、業者が実はやってまいりまして、もうこの道はもうすぐ工事に入りますと、もうことしは恐らくクリスマスイルミネーションのその通りについては、ポールを立てたり、そういったことが多分できないんじゃないでしょうかというお話がありました。私は事務局もやっておりますんで、そのことを本当はわかってたはずなんですけども、実は頭からもう抜けておりました。何でかという、いつもその道は大体平成24年度でできる予定でしたんで、いろいろ諸事情がございまして、年度年度を繰り越して、またことしも多分できないだろう、来年の多分春先ぐらいには多分できるんじゃないだろうかというふうな思いを持っておりまして、工事の細かい段取りは実は私は頭の中から抜けておりました。

市のほうに言ったんですよね。市のほうには、当然、浅尾さん、もうプラン21事務局もやっておりますし、そんなことは当然わかってるものだというふうに市のほうは考えておりましたというところで、そここの私の食い違いがあったんですね。市のほうも、当初、先ほど言いましたように、その通りをつくる時には、花壇をこういうふうに、こういうふうな道をつくりますから、どういった花壇にしましょうとか、そういった親切な御説明を十分に受けて説明会を開いたりしながら進んできたんですけども、市のほうも、もう2期事業でこういった路線計画になってるということは、もう前々から説明も行っており

ましたし、花壇の場所についても、もうある程度、制約された中で花壇もしていくからと
いうところで、市のほうも実は最初のその通りができたときのいきさつといいますか、住
民との一緒に話し合いをしながらやってきたということを、市のほうも実はうっかりしと
ったわけですね。

私は地元のそういった代表というか事務局もしております。市も住民と一緒に道づくり
なり、公園計画なりをやっていかなければならないというところで、お互いやっていくは
ずだったんですけども、何となく日ごろの親密化といいますか、安心しきった部分と
か、連絡のミス、いわゆる情報の共有が余りできてなかったというところで、私も十分反
省しましたし、市のほうもやはりちょっと油断してましたねというところで、その件を非
常に私は自分なりに反省をいたしましたし、実はショックも受けたわけです。これではい
けないなというところで、ほんでいろいろ考えていたところに、この協働のまちづくりと
いうことをやはりルールをつくっていくかと、やはりこういうことになるんだと、日ご
ろから住民と行政と一緒にやっていくということは、当然、今は一般的に協働のまちづく
りという言葉は、もう世間に日ごろから耳にする言葉ですけども、実はやはりそういった
ルールづくりなりをやっておかないと、やっぱりこういうことになるんだと。常にやっ
ぱり日ごろから行政の意識、我々住民の意識もやはり一緒にまちづくりを進んでいかなけ
ればならないという意識の中で取り組んでいかなければならないというところで、きょう
はこの一般質問をしようというふうに思ったわけです。

前段の話、自分の経験談をもとに、今、話を長々させていただいたんですけども、まず
はこの協働のまちづくりの指針がことしの1月にできましたけども、この協働のまちづく
りということに対して、まずは市はどういうふうにこのことをイメージしてるのかを、ま
ずはお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） 大枠の話になると思います。そもそもまちづくり指針が必要
になった、あるいはコミュニティの充実が必要になった、地域コミュニティが必要になっ
てきたというところからお話する必要があるかなというふうに思います。例えば地域コ
ミュニティというところの概念がなかった時代を、過去の時代ですね、その中で、例えば
集落の中でお互いに互助しながら、助け合いなら、人が支えながら集落の伝統行事とか行
事をやってきたわけですね。それでもなかなかコミュニケーション、先ほどコミュニケー
ション不足とかありますけども、人と人とのつながりが何か希薄になってきたとか、そう
いうのもありますし、地域の課題がさまざまに多種多様になってきた。それには行政もか
かわってくるのは本当ですけども、行政がなかなかそういう細かいところまではかかわれな
い時代になってきた。住民の要望もいろんなさまざまで、共通でくくるような課題として
は、なかなか行政が一括して施策に取り組むのは難しい時代になってきたなという感じが
しますので、そういう意味で行政は行政の役割、住民は住民の役割、コミュニティはコミ

コミュニティの役割というのがあると思いますので、そういうのを明確にしながら、お互いにいい方向に、住みやすいまちづくりに持っていく必要があるなというところで指針を策定して、こういう方向で市はいきたい、そういうところで指針をつくったというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） そういったことだと思います。やはり地方分権の流れが国のほうができてきたと。地方自治体も自己決定、自己責任の中でやっぱりやっていかなければならないと。やはり何といっても人口減少と少子高齢化が進んで、地方経済も衰退をしてきて、地域が元気がなくなってきた、市民の本当にやっぱりいろんなニーズとかがふえてきて、行政も行財政が厳しい財政状況の中にいろんなことができなくなってきたと。やっぱり本当にあれもこれもできなくなって、やはりあれかこれかという選択といわゆる集中の行政をせざるを得なくなってきたという中で、やはり住民も自分たちのまちづくりを一生懸命考えながら、いろんな話をしながら自分たちの地域づくりをやっぱりやっていこうというのが今の流れだというふうに考えております。

このまちづくりを考える上において、私はいわゆる地域コミュニティの役割、きょうの質問事項にも出しておりますけども、いわゆる地区コミュニティ協議会を中心にした地域コミュニティの役割と、それから市民活動団体、いわゆるボランティア団体とかNPOとか、そういったいわゆる今で言う新しい公共といいますか、今までいろんなニーズがふえた中で、そういったボランティアの団体、NPOの団体の方々がいろんな公共サービスをしていくという市民団体の活動と、それから地域コミュニティのこのことについてはやっぱり2つが重要だろうというふうに考えておりまして、それを活性化するためには、やはり行政の役割というものは考え方、リードの仕方というので非常にやっぱりその地域の特色、独自性ができていくというのがあります。

まずは、そのコミュニティについてのお話をしますが、朝倉市は平成20年ぐらいから公民館を中心とした振興会の中でいろいろまちづくりなりをやってこられました。市の方針として、平成22年度からスタートしたんですけども、地区コミュニティ協議会を立ち上げを進めてました。その中で、じゃあそもそも公民館を拠点とした振興会組織から地区コミュニティ協議会に移らなければならないような状況が生まれたと、先ほどの話の中でそういったことですけども、今現在、このことについて、もう2年ぐらい過ぎましたが、どういうふうな感想をお持ちか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（青木 茂君） 経緯については議員がお話のとおりでございまして、平成22年から23年にかけて各地区でコミュニティの協議会が発足して、25年の1月に協働のまちづくり基本指針を作成、4月にはコミュニティセンターが、公民館がコミュニティセンター、それからふるさと課が創設ということの流れでございまして。

どのように変化があったのかということでございますけれども、ある地域、これは美奈宜の杜地域でございますけれども、非常にコミュニティ活動がなかったところにコミュニティ活動が定着をしてきてる。中でも自主防災の考え方が出まして、地域の中で非常に災害時の必要品をストックをして、そのことを地区全体に共有しようじゃないか、あわせて市のその地区の人材といいましょうか、元看護婦さんをされていた方がいらっしゃるんじゃないかというようなことを人材のストックスタッフといいましょうか、そういうふうな整備もされてるといふ動きも出てきてるところも事実でございます。

また馬田地区では朝市をコミュニティ活動に位置づけられてされてるといふところで、少しずつではございますけれども、地域活動が定着してるのではないかなというふうに実感しております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） それぞれの地域のコミュニティの中で、特に今、災害とかもふえてきて、毎日のように大雨、竜巻のニュースとか、本当にいつ何があるかわからないというふうな本当の異常気象ということでしょう。自主防災組織を各地域で立ち上げられて、いろんな取り組みもしてあります。これもコミュニティになったからできたというわけではないでしょうけれども、そういったやり方が、仕組みづくりといいますか、そういったことが動きやすくなったということだったと思いますけれども、私はいろいろお話を聞く中で、当初、お金の話ですけども、振興会のときのお金の渡し方と、今はコミュニティ協議会に対してはコミュニティ活動助成補助金という形で交付金に近いような形でお金を渡して活動をしてもらってますけれども、本来の目的であります地域の特性に合わせた事業とか計画をしながら、新しい試みをやっぱりやっているのかというところが一番コミュニティ協議会の果たすべき道筋だったんじゃないのかなというふうに考えております。これは形的にはそういうふうになってますけれども、実態とすれば旧態依然のいわゆる公民館を拠点とした中での活動のあり方が余り変化が見えてきてないように私は思っております。これは何でやっぱりそういうふうかという、私はもっとやっぱり職員の皆さんが、立ち上げ時にはいろんなことを、その当時、コミュニティ推進室だったと思いますけれども、いろいろお話をされた、そういうコミュニティ協議会ができました、それで何かある意味、形ができ上がったもんですから、何かそこで安心されてるんじゃないかなと、実は今からが、今が一番過渡期で、もっと職員の方が中に入り込んで、いろんなアイデア、地域の課題を探るような、そういった動きを住民の方、あるいはコミュニティ協議会の事務の方と話し合いながら、やっぱりそういう芽を育てていかなければならない時期だろうと僕は思ってますけれども、そういった活動が僕は余りは見えてませんけれども、それについてどうでしょうか。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（青木 茂君） 大事な時期というのは十分認識をしますし、そのことについては同様に考えさせていただいております。ただ、コミュニティセンター、職種も

公民館長さんから事務局長というところで、まだ緒についたばかりではございますので、十分これから先の活動に市のふるさと課としてもかかわりながら進めさせていただきたいというふうに思っております。かかわり方としては、現段階では毎月事務局長会を開催をして意見交換をさせていただいてますし、それから年5回についてはコミュニティ協議会会長会を開催をいたしまして、情報の交換等を十分させていただいてるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 通り一遍のコミュニティ協議会の会長会とか、そういう中で話していくというのはそれはもう当たり前の話というか、それじゃなかなか地域の課題の掘り起こしとか、地元の地域のコミュニティ協議会の皆さんが何を考えてるかという、余り僕はわからないだろうというふうに思います。やはりこれは先ほど言いました地方分権とかいう中で、本当に地域の特性をやはりつくり上げていって、自分たちの町は自分たちでつくっていくんだというものをつくり上げることで、そのコミュニティ協議会がそれぞれその地域が育つことによって本当は朝倉市が活性化していく、僕は一番大事なことだろうと思ってます。

こういう取り組みは他市の事例ではいろいろやってるところはあります。我々も行政視察等に行きましてそういう事例は見ますけども、やっぱりふるさと課が今、何人か僕はまだ把握はしておりませんが、数名の方でそれは僕は不可能だと思います。もっとある意味、全職員、全職員まではいかないとしても、チーム編成を組まれて、例えば地元の協議会が開催される時には、そこに月1回でも月2回でも行って、各課から何名かチームを組んで実際に行ってもらって、いろいろな助言をしたり、いろんな要望があるというのをいろいろ聞いてきて、初めてそこでふるさと課を中心に集約をしながら、いろんなことを話していけば僕はそれが一番いいだろうと思うんです。そういうことが本当は今から政策形成能力とか、職員の人材教育とか、よくそういった話があるんですけども、やはり政策の芽とか、いわゆる政策のシーズとか、そういったことは地域に入っていかなければ僕はわからないと。これだけ地域のやっぱり社会が激変していく中で、やはり本当の協働を進めていくのであれば、やはり中に僕はどんどん入っていく必要が僕はあるんじゃないかなというふうに思っております。職員の皆さんも日ごろの仕事が大変だから、なかなかそういった時間は難しいというふうにお思いだと思いますけども、やはり行政の役割としては、僕はそういう行動を実際に起こすのがやはり市民に一番密着したあり方じゃないのかなというふうに思いますけども、こういったことについては、市長、どういうふうにお思いですか。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、課長のほうから答弁がありました以外に、実は言われるように少ないふるさと課の課の人数の中でいろんな地区の担当をそれぞれ持ってます。その担

当はよく出かけてます。これはもう当然、ふるさと課の職員として、自分の担当のそれぞれの地域とのかかわり、それ以外に、今、浅尾議員言われましたけど、それ以外に私は市内のいろんな行事に案内があります。そういったときに、やはりその地域に住んでおる市の職員、これは何々課のという形ではなくて、地域に住んでる職員としていろんな行事にも参加してますし、そういった形でのかかわりは持ってる。ただ、今、言われますように、そういったいわゆるふるさと課以外の職員が地域とかかわる、それがじゃあふるさと課とどういう形でのコミュニケーションができてるかということについては、やっぱり今後、市として考えなきゃならんことだろうと思います。ただ、今、言われておりますけど、本当にふるさと課の少ない職員の中で、それぞれの地域とのかかわりについては十分とは言いませんけど、しっかりやっておるということだけは御理解いただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 市長のそういうお考えが聞けて安心はしました。安心といいますか、そういうことはあるということですが、市長もお考えのとおり、そういう情報をやはり共有、役所として、システムとしてそういった情報をやはり集約して、政策課題として上げていくと、そういうシステムづくりを近々のうちに僕は取り組む必要が行政としてのあり方が僕は出てきたというふうに思ってますんで、そのことについては早くシステムづくりをつくっていただきたいというふうに考えます。

次ですけども、いろんなさっきも自主防災組織とかの話、いろいろ改善提案書という形でコミュニティ推進室の時代から取り組みも始められて、そうやって先ほどいろんな課題をふるさと課を中心に集約しながら、各課におろしていこうという、そういうふうな仕組みづくりはできてると思いますけども、まだまだということです。

次に、コミュニティの活動拠点についてのお話ですけども、次は条例の中にコミュニティ公民館条例がことしの1月からコミュニティセンター条例に変わりました。その中に、条例の中に指定管理の話が載っております。指定管理についての僕はどういうふうな市の考えがお持ちなのかというふうに思ってますけども、いわゆるコミュニティセンターを指定管理者制度の中に移行していこうということは、これは先ほど言いましたコミュニティ活動助成補助金ですかね、それを地域に渡して、それが交付金として進んでいく、そしてその中の管理についてもコミュニティ協議会がやっぱりやっていくというふうなのが将来の姿というふうにイメージしておりますけども、このことについて、そういうふうに目指そうと考えてるのかをちょっとお尋ねしたいと思いますけど。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（青木 茂君） まず、補助金、交付金の分と、それから指定管理の分と、密接な関係はあるんですけども、少し分けて説明をさせていただきたいと思います。

現在、それぞれの地域コミュニティのほうには活動補助金として補助金を交付しております、補助金でございます。これはある程度、活動の対象項目を決めまして補助をしてお

りまして、活動に対する補助というふうに御理解をいただきたいと思っております。その補助金の中には、例えばA事業、B事業は必須の事業を決めています。ただし、事業の中で例えば増減があるものですから、そこは自由裁量でそれぞれの地域コミュニティの中で自由裁量で使うことができる、流用ができるというところのルールづけはさせていただいております。

例えば宗像市では、その指定管理も含めて交付金ということでやられています。この交付金の中には、例えば人件費であったりとか、それぞれの他団体に渡す補助金であったりという分も含めて交付金という形でやってるんですけども、本市の場合は先ほど申しましたように、活動に対する補助金であるということは御理解をいただきたいと思います。その補助金の中でも、先ほど申しましたように自由にその増減の分は裁量権は認めているということも御理解をいただきたいと思います。

指定管理でございますけれども、確かにコミュニティセンター条例の中には指定管理制度を設けております。指定管理者となる法人や団体がセンターの管理を適正に行い、地域住民の相互交流や地域コミュニティ活動を友好的に推進することを目的としております。指定管理を受ける団体は地域コミュニティの協議会を想定していますけれども、現段階としてコミュニティセンターとして設置したばかりでございますので、指定管理者については今後研究していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 7 番浅尾静二議員。

○7 番（浅尾静二君） 僕が聞きたいのは、そういう方向性を持っているのかどうかです。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（青木 茂君） 先ほど申しましたように、今後研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 7 番浅尾静二議員。

○7 番（浅尾静二君） その研究というのが、僕は一番はっきり言って嫌いなんですけども、なぜ僕がこの話をするかというと、やはり自治体も地方分権、コミュニティも自分たちで考えて自分たちで行動しようという、そういうふうな流れになってきてるんですよ。そういう方向性を今、国は求めているんですよ。だから我々自治体もやはり地域の皆さんにはそういう方向で持っていかなければならないわけです。だからこそ、やはりコミュニティ協議会に対する交付金制度であったり、建物を管理する指定管理者制度であったり、だから最終的にはやっぱりそこを目指さなければならないというふうに私は考えるわけです。

だから、そういうことを進めるためには、じゃあどうすればいいかというと、やはり担当、やはり市挙げて、先ほど言いましたように地域コミュニティ協議会、あるいは地域の団体の中に入り、いろんな意見を吸い上げる場面をつくっていただいて、それを吸い上げて、自分たちの地域づくりをやるような助言とかアドバイスをやるような形で僕は進める

べきじゃないかというふうに思ってますんで、やはり行財政改革とか、いろんなことを取り組んでおりますよね、行政システム評価とか、そういった事務事業の評価をやりながら、いろいろ削っていきながら、それを民間のほうとか、いわゆるNPOの方々にいろいろ事務事業を分けていこうと、民間も委託していこうという中でスリムになっていかなければならないというふうな方向性を持っていますんで、そこら辺はぜひ僕はそうあるべきだというふうに思いますけども、副市長は県から今までそういうふうなポジションでおられたと思いますけども、こういったことについて朝倉市の今の現状と、他の市町村と比較すると、私はなかなかその分野については僕はおくれてるんじゃないかなと思ってますけども、副市長の感覚から言うとどういうふうにお持ちでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） お答えいたします。私も県内の事例、いろいろ見てまいりましたが、特に端的に申しまして朝倉市がおくれてるとか、そういったことはないと思います。課長のほうの答弁にもございましたように、まだこのコミュニティ活動というのが、まだ緒についた段階だということでありまして、私どもとしては、まずやはり一律なそういう制度づくり、ルールづくりということも確かに将来的には必要かと思っておりますが、議員おっしゃいましたように、それぞれのコミュニティ、地域で課題、特性というのは異なっていると思います。まずはそういった課題、問題点というのはコミュニティがみずからの問題として考えていただき、取り上げていただいて活動を始めると。そういったところの活動をまず根づかせるということから取り組んでいって、その中で先ほど課長申しましたように、課題、問題点出てくると思います、そういったものを研究しながら、そういったルールづくり、あるいは制度化、そういったものをつくり上げていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） この指定管理とか、そういう目指すべき方向性がいきなりそういうふうに変わっていかないと、それはもう僕もわかってますし、そういうやっぱりあるべき姿がその方向性に向かわなければならないだろうというふうに僕は何度も言いますが考えてますけども、やっぱり人口減少の中で、どんどんやっぱり人口が減ってくると、行政区の見直しとかもやはり考えていかなければならない問題が出てくると思います。今はコミュニティセンターを中心に地区公民館とか、地区の集会所とか、いろんな形の中で、一番庁内組織の中が地区の公民館で集会をやられて、その中で課題を上げられたものがコミュニティセンターのほうに上げられてとかいうそういうふうな流れになってきてますけど、そういうのが実態だろうと思えますけども、先ほど言いました人口減少とかいう中で、区会長制がどうのこうのという問題をする前に、やっぱり行政区の見直しもいろいろ出てくる、今から出てくるんじゃないかなと思っております。そういうことも見直しも進めていこうと思えば、これはまた行政だけではできませんし、やはり地域の住民の意向を十分

酌み上げながらやっていかんと、そういうふうな小さな行政区の見直しもできていかない
と思ってますんで、将来、僕はそういうふうな人口減少が進んでいくと、そういう話が必
ず僕は出てくると思います。それに備えるという意味で地区公民館が、今は生涯学習課が
持ってますが、分野をしてますよね、コミュニティセンターはふるさと課が担当してます
よね。そういう中で、そこの連携を今から見据えた中で、やはり地区公民館なりはもうふ
るさと課が所管をしながら、やっぱりそこも想定しながら、先を見た中でやっぱりやって
いかなければならないというふうに考えてますけども、それは現実的にはどういうふうな
お考えか、聞きたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） お答えをいたします。ただいま議員がおっしゃいましたよう
に、自治公民館につきましては生涯学習課が所管をしてるところでございますが、市が持
っております資料によりますと、市内に自治公民館と言われますものが約270館ございま
す。この名が示しますとおり、地域の方がみずからおさめる自主運営方式で管理がなされ
ておりまして、運営そのものについては市の手のほうからは離れておるとというのが実態で
ございます。

この自治公民館におきまして、さまざまな住民の活動がなされておるわけなんですけれ
ども、例えば生涯学習活動を初めといたしまして、敬老会、子供会などの地域行事、ある
いは地域のさまざまな決め事の話し合いがなされているところでございます。そのような
ことから、自治公民館につきましては、まさしく市民の方にとりまして最も身近なコミュ
ニティセンターとしての重大な役割を果たしているものと考えているところでございま
す。

先ほど補助金のお話が出ましたが、生涯学習課が所管をしておりました自治公民
館等活性化補助金につきましては、ふるさと課が新設をされまして、現在はふるさと課が
所管をしております地域コミュニティ活動助成補助金の中に組み入れられておるところで
ございます。

ただ、一方で生涯学習課では、自治公民館の建設費補助金、これハード部門になるん
ですけども、これを生涯学習課のほうで所管をいたしております。地区公民館を前身とい
たしますコミュニティセンターの建てかえ等がふるさと課の所管というふうになっており
ます。このことを踏まえれば、自治公民館をどちらが所管するのかというふうなことで、
住民にとってもわかりづらい部分もあると思いますし、住民の混乱を招くおそれもあると
いうふうに生涯学習課としては考えておるところでございます。今後につきましては、こ
の自治公民館の所管のあり方について問題提起をしていきながら、ふるさと課と十分に協
議をしていきたいというふうに生涯学習課としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 行政の所管とかは行政サイドではいろいろ今までの流れがあるか

ら、そういきなりは変えられないというのはわかりますけども、地域住民の皆さんの意見とか、今後の方向性なりを十分いろいろ見せた中で、今の問題は取り組んでいただきたいというふうに思います。

せっかく今、来ておりますんであれですが、コミュニティセンターにかわって、今まで公民館のときには生涯学習を中心に活発にされてました。今の運営組織になって生涯学習課が持ってた今までの社会教育とか生涯学習の部分、これが一番はやっぱりおろそかになってはいけないというふうに考えてますけども、そこら辺は十分ふるさと課と連携をされてやられているんだろうと思いますけども、実態としてじゃあ生涯学習課が、今、コミュニティセンターに行って、今までの生涯学習のあり方とか、いろんな提案とか、そういったことをされているのかをちょっと確認したいと思います。

○議長（手嶋源五君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高良恵一君） まず1点、先ほど申しましたふるさと課が所管してます地域コミュニティ活動助成補助金、この中に12項目の生涯学習の基本的な事業、例えば親子読書活動とか、青少年育成活動とか、女性部活動支援とか、こういった12の事業のうち、最低5つの事業をやってくださいということでの補助金の1つのお願いというものが1つあります。コミュニティ事務局長会議の中にも生涯学習課のほうの担当係長、担当者、社会教育指導員が同席をしまして、いろいろ実態の話をさせていただいてます。この前は杷木のほうからちょっと出てきてほしいということがありましたので、そういう場合については社会教育指導員を初め、担当者が出向いております。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） わかりました。

じゃあ次に移りますけども、市民活動団体を、この役割も十分大事な問題ですけども、大事なテーマと思っております。ボランティア団体とかNPOの皆さんとともに新しい分野の仕事もやっぱりふえてきた中で、やっぱりそこを育ていかなければいけないと思っておりますけども、去年から取り組まれてありますそういう団体の活動で、提案公募型協働事業を朝倉市は昨年度から取り組みを始めました。ことしの内容を見ますと、11団体応募があつて、4団体が採択されておりますけども、私は心配してるのは、そういう漏れた7団体、採択されたところは十分まだいいと思いますけども、採択されなかった、自分たちでこういった活動をやろうというふうなことで提案があつて、そこは市の審査会なりを経て、予算もないという事情もあるかもしれませんけども、そこに対するせっかくそういった思いをお持ちの団体等に対する市のフォローといえますか、そこはどういうふうにされてるのかをまずは聞きたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 秘書政策課長。

○秘書政策課長（鶴田 浩君） 今、お話がありましたように、本年度は11団体の申請がありまして採択が4団体と、不採択が7団体というふうになったわけですけども、その

7団体につきましては、いずれも地域課題を解決するために熱意を持って企画提案されたものだというふうに出ておまして、採択団体に劣らず高い評価を受けた事業もあったというものでございます。そういうものではございますけれども、不採択となった団体に対しましては、団体が企画を提案した事業に関しまして補助金の交付以外にも市として支援できることもあろうというふうに思っております。希望があれば担当課へ相談していただくよう審査結果の中でお知らせしているというところでございます。また、担当課につきましても、不採択となった団体から協力があつた場合につきましては、可能な範囲で支援するよう協力をお願いしているというものでございます。

そういうふうなことでございますけれども、そういう働きかけなり行動をするという中で、不採択団体でありましても、いろいろ行動を起こした結果、福岡県が実施した補助事業に採択されたと、担当課と連携をしながら県の事業の採択に至ったというところもございます。そういうふうなことでございますが、予算に限りがあるというところでございますので、全ての申請団体に補助金を交付するということは当然できないわけですが、協働のまちづくりを推進するという点から、不採択となった団体が提案した事業につきましては可能な範囲で支援していきたいというふうな基本的な考え方は持っておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 行政の支援というのはいろいろやり方はあると思いますが、まずお金の問題にすれば、今回の取り組みも審査会の中で審査をされて、それで採択されたと。今度は事業が終わったら、その評価をまたされて、またやっていただきたいと思いますけれども、そういう芽をやっぱ育てることが大事だろうというふうに思ってますんで、予算が100万円ですかね、今のところ、それに対する、ほかの分野がいろいろある、補助金制度とかいろいろありますから、それに限った話じゃないと思いますが、やり方として協働提案型のそういうのをやるのであれば、もうちょっとやっぱ門戸を広げてやるということは今後は大事だろうというふうに思ってますんで、その分野はもうちょっとやっぱ考えて、その仕組みを考えていただきたいというふうに思ってますし。

もう一点が、そういう市民活動団体とかボランティアの団体とか、いろいろさまざまおられると思いますが、どこを拠点にして、ある意味、一堂に会して意見の交換会とか、行政がそういう支援とか、行政のほうからそういった手助けをする役割とかもやっぱあると思いますが、まず場所が今、そういった場所はどこが今、朝倉市は持ってるんですかね、そういう団体の活動拠点として開放してるのは。

○議長（手嶋源五君） ふるさと課長。

○ふるさと課長（青木 茂君） 現在、市内のほうにはNPO団体が14団体、それから、ふるさと課が総合窓口となっておりますけれども、朝倉市ボランティア協議会の42団体、531名の方が加入されております。この方々のスペースというのは、現在、朝倉支所の

3階にふるさと課分室として設置をしております。ただ、なかなか夜間の使用等々の制限があるということで、活発にといひましようか、頻繁にといひましようか、利活用はまだまだできてないのかなという思いは持っております。確かに議員おっしゃいますように、ボランティア活動を支援するセンターというのは必要なところだと思いますし、ボランティアをしたい人、それからボランティアを受けたい団体とか、そういうところの情報交換も、そういう調整役等のところも必要なことなのかなというふうには現在考えております。

確かにこれから協働のまちづくり指針を出しましたけれども、三助といひまして、確かに共助の部分としてこのNPO団体、それからボランティア団体、それから加えまして地域コミュニティというのは非常に大切な共助という部分のところでございますので、大切にかかわっていききたい、大事に私どももふるさと課として業務を推進していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） 課長から今、そういったことを前向きに取り組んでいくというのが聞けたんで、当然とはいひながらも安心はしておりますけども、今の現状でやっぱり朝倉支所の分室ですかね、そこではやっぱり夜間の問題とか、当然、土日はじゃあどうするんだとか、ただ部屋を開放してるだけじゃないかなと僕は思いますけども、本当に市民団体の活動されている団体とか、NPO団体の皆さんとやはり情報をいろいろ交換する場、ここは当然、市役所じゃなくてもいいんですよ、ここの行政の関連じゃなくてもいいんですよ、どっかにやっぱり委託してもという話でもあるし、行政が直接そういう団体と結びつくよりも、やはりある意味、そういう市民団体とかボランティア団体とか、全体的に統括するグループに対して支援をしながら、そこが密接にやっぱりいろんな県とか国等の情報を吸い込みながら、それを各団体に助言とか指導とかしてくれると、そういうふうなシステムづくりが私は大事だろうと思っておりますんで、それをぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。

最後の協働のまちづくりの基本条例についてですけども、条例をつくるべきだという話ではまだなくて、今までいろいろ議論してきましたけども、その方向性に向かうためのやっぱりシステムづくりを早く役所の中で、今、基本指針をつくってますけども、基本指針だけじゃまだ中に入り込んだような指針ではありません。もっと住民の皆様とか行政のルールとかを目指した中で、そういうのを目指した中で条例をつくるのが目的ですけども、それに対するいわゆるプロセスといひますか、そこが一番大事だろうと思っております。コミュニティをつくり上げていく中でも指針がいいのか、今後、コミュニティを育てていく条例をとか、コミュニティの条例とか、それから市民団体に対する条例とかありますけども、そこをシステムづくりをやっぱり早期に今から考えていかないと、行政の職員の皆さんが、さっき言いましたように地域のコミュニティ協議会の中に入り込んでいろんな情

報収集をしてくるとか、そこができませんので、そういうふうな方向性を僕は持つべきじゃないかなと思ってますけども、このことについていかがお考えでしょう。

○議長（手嶋源五君） 総務部長。

○総務部長（井上博之君） おっしゃるとおりプロセスが私も大事だと思ってます。そこへ至る道で、条例ありきという話にはならないと私も思います。ですので、本来これからは市民にわかりやすく、どんな形で具体的な方法として地域活動はこういうものですよ、コミュニティとはこういうものですよというふうな、具体的にわかりやすくする方法の1つとして条例があるということもあるかもしれません。けど、もっと今の段階は条例よりもさきに、先ほどずっと議論してきましたけども、もっともっとやるべきことはあるんじゃないか、そういうプロセスも1つです。しかし、住民にもっとわかりやすく説明するのも1つ、コミュニケーションをとることも1つだと思います。それらを含めながら、今後それも含めていい方向に持っていく必要があると思いますので、まずはもっともっと行政とコミュニティ、あるいは住民が少しまだ溝があるんじゃないかと私は思います。それをいかに早く、スムーズに情報が伝達しながら、お互いに思った方向に行ける、議員皆さん方もそうでしょうけど、私たちも進むべきことは全く変わらないと思います。ただ切り口が行政側と住民の方と違うだけの話で、方向は一緒ですので、早くそういうふうに押しなべてできるようにしたいというふうには思います。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） もう条例づくりの話はさておいて、プロセスがやっぱり大事だということは共通の認識ができてよかったと思いますけども、やはり行政の壁といいますか、部長もさっき言われましたけども、行政の壁と我々住民のその意識の差はまだまだあると思います。やっぱり僕はさっき副市長に言ったところは、やっぱりその部分を僕は本当は言いたかったわけで、その差を、いかにギャップを、やっぱりいかに埋めていくか、これはやっぱり指針とかつくってもなかなか僕は進んでいけないと思います。ルールが絶対必要だと思いますよ、行政の中のやっぱりルールをこれをはっきり定めることによって、住民の皆様がそれに従うという言い方はおかしいけど、住民の皆さんも自分たちでそのルールづくりにかかわっていきながら、行政のあり方は地域を発展していくためには行政もこうあるべきだと、その意見の交換、いわゆる情報の共有をしながらやっぱり進んでいかないと、本当の政策というのは僕はできていかないと、これがやっぱり地方分権が今、進んで、いろいろ言われてますけども、もっとやっぱり前に進めるためにはそういうことが僕は取り組むべきだというふうに思ってます。

市長、最後、何か感想があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） そもそもこの協働のまちづくり、あるいはコミュニティ制度というのが出発した原点は何だったか、いわゆる今、先ほど浅尾議員が言われますように、い

いわゆる少子高齢、そして人口減少という中で、あわせていろんな形でいわゆる政策課題が多岐、多様化してる。そういった中では既に行政だけで物事を解決するということがより一層、難しくなってる。そこで、やはり住民の皆さん方、そして今、言われるようにボランティア、NPOといった人たち、方々と一緒になって、この朝倉市というものの地域づくりをしていこうじゃないかということで始まったというふうに認識しております。

その点を考えますと、条例がさきか、何とかがさきかという話じゃなくて、やっぱりそういう方向になるように、行政ももちろん足らんとこがありますんで努力はしてまいりたいと思ってます。ただ、住民の皆さん方にもひとつそういう面での御協力といいますか、そういったものもお願いを申し上げたいというふうに思ってます。

先ほど、いわゆる補助金と交付金の話が出ましたけれども、過去に交付金だったら、来たものは何でも自分たちがいいように使えるというふうな話があったやに聞いてます。しかし、交付金といえども、これは税金でありますから、市の税でありますから、一定の規律のもとに使っていただき、その中でそれぞれの裁量で使っていただくということでもありますから、そこらあたりの御理解をいただきたいなというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員。

○7番（浅尾静二君） きょうの質問の最後に、この協働のまちづくりをやっぱり進めていくにおいては、住民と市役所の職員の皆さんとの信頼関係しかない、本当にやっぱりもうその信頼関係がないとできないということを僕は常々思ってます。我々議員もそうです。その信頼関係を、今も築かれていますと思いますけども、もっともっと築かれるように努力していただきたいというふうにお願いさせていただいて、一般質問を終わります。

○議長（手嶋源五君） 7番浅尾静二議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前11時7分休憩